

千葉県報

定例
令和5年3月7日

第13817号

千葉県報

令和5年3月7日(火曜日)

主要目次

千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱の一部を改正する告示	一
千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示	二
漁業災害補償法に基づく特定第一号漁業者に対する規約の設定についての同意の認定	三
国土調査の成果の認証(三件)	三
道路の供用開始	四
土地区画整理組合の事業計画の変更認可	四
公安委員会告示	四
警備員指導教育責任者講習の実施	四
公告	五
大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出(六件)	五
人事委員会公告	八
令和五年度千葉県警察官採用試験(県内第一回)の実施	一〇
令和五年度千葉県警察官採用試験(県外共同募集)の実施	一〇
特定調達公告	一一
落札者等の公告	一一
その他	一一
千葉県道路公社公告第一号	一二
茨城県道路公社公告	一三
正誤	一四
昭和四十一年七月一日付け県報号外第四三号中	一四
平成十七年四月一日付け県報号外第三二二号中	一四
平成十九年三月三十日付け県報号外第二三三号中	一四

告示

示

千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第七十八号

千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助金交付要綱(昭和五十四年千葉県告示第二五十八号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五月一日現在において」を「五月一日又は十月一日に収容している障害のある幼児の数が」に、「の障害のある幼児を収容し」を「以上であり」に改める。

第四条の表中「五月一日現在に就園する」を「五月一日又は十月一日に就園している」に改める。

別記第一号様式中「㊟」を削り、同様式(別紙1)を次のように改める。

(別紙1)

事業計画書

1 補助事業に要する経費の状況

幼稚園等名	事業の種類	所要経費		備考
		金額	負担額	
	私立幼稚園等特別支援教育経費補助事業	円	円	
	”			
	”			
合	計	円	円	円

注 補助金申請額の欄には、5月1日又は10月1日に就園している障害のある幼児の人数に知事が別に定める補助単価を乗じて得た額を記入すること。

2 障害のある幼児の就園状況

幼稚園等名	障害のある幼児数	保育の形態

注 「障害のある幼児数」は、別紙3「障害のある幼児一覧」の数と一致すること。

3 障害のある幼児の教育を担当する教職員の状況(5月1日現在)

幼稚園等名	区分	教諭	その他職員	備考
	本務者			
	兼務者			
	本務者			
	兼務者			
	本務者			
	兼務者			
	本務者			
	兼務者			
計				

別記第二号様式から第五号様式までの規定中「㊸」を削る。

附則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立幼稚園等特別支援教育経費補助

金交付要綱の規定は、令和四年度分の予算に係る補助金から適用する。

千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

千葉県告示第七十九号

千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の一部を改正する告示

千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱(平成十六年千葉県告示第八百五十号)の一部を次のように改正する。

第三条中「五月一日現在において現に」を「五月一日又は十月一日に在籍している障害のある幼児の数が」に、「の障害のある幼児が在籍している」を「以上である」に改める。

第四条の表中「五月一日現在において在籍する」を「五月一日又は十月一日に在籍している」に改める。

第十条中「私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金概算払請求書」を「私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金概算払交付請求書」に改める。

別記第一号様式中「㊸」を削り、同様式(別紙1)を次のように改める。

(別紙1)

事業計画書

1 補助事業に要する経費の状況

幼稚園名	事業の種類	所要経費			備考
		補助金額 円	設置負担者 円	計 円	
幼稚園	私立幼稚園特別支援教育振興事業				

2 障害のある幼児の就園状況

幼稚園名	障害のある幼児の数	保育の形態
幼稚園	人	

注 「障害のある幼児数」は、別紙3「障害のある幼児の一覧」の数と一致させること。

3 障害のある幼児の教育を担当する教職員の状況(5月1日現在)

区分	教諭			その他職員	備考
	本務者	兼務者	幼稚園		
幼稚園					

別記第二号様式から第五号様式までの規定中「㊸」を削る。

附則

この告示は、公示の日から施行し、改正後の千葉県私立幼稚園特別支援教育振興事業補助金交付要綱の規定は、令和四年度分の予算に係る補助金から適用する。

千葉県告示第八十号

漁業災害補償法(昭和三十九年法律第百五十八号)第百五条の二第三項の規定により届出のあった次の加入区についての特定第一号漁業者に対する規約の設定についての同意は、同条第一項に規定する要件に適合するものと認める。

なお、同項の規定による規約の設定の義務は、令和五年三月十日から発生する。
令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

漁業種類及び加入区の名称
あわびをとる漁業 浜行川加入区

千葉県告示第八十一号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、令和五年三月七日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
長生郡長生村	令和二年五月二十六日から 令和四年三月三十一日まで	長生郡長生村(岩沼の一部)の地籍図及び地籍簿	長生郡長生村岩沼の一部の区域

千葉県告示第八十二号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、令和五年三月七日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
長生郡白子町	平成三十一年四月一日から 令和二年三月三十一日まで 及び令和二年五月二十六日から 令和四年三月三十一日まで	長生郡白子町(牛込の全部)の地籍図及び地籍簿	長生郡白子町牛込の全部の区域

千葉県告示第八十三号

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、令和五年三月七日次のとおり国土調査の成果を認証した。
令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域
夷隅郡大多喜町	令和二年五月二十六日から 令和四年三月三十一日まで	夷隅郡大多喜町 (石神及び堀之内 の各一部)の地籍 図及び地籍簿	夷隅郡大多喜町石 神及び堀之内の各 一部の区域

千葉県告示第八十四号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、令和五年三月八日から次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、千葉県県土整備部道路環境課及び君津土木事務所において、令和五年三月七日から三週間、縦覧に供する。

令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

路線名	供用開始の区間
県道千葉鴨川線	袖ヶ浦市上泉字上鎌田一、一七五番一地先から字滝ヶ沢一、二〇五番五地先まで

千葉県告示第八十五号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)第三十九条第一項の規定により、習志野市J津田沼駅南口土地区画整理組合(事業施行期間及び資金計画)の変更を次のとおり認可した。

令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 組合の名称 習志野市J津田沼駅南口土地区画整理組合
- 二 事務所の所在地 習志野市谷津七丁目一二番五四号
- 三 設立認可の年月日 平成十九年七月二十七日
- 四 変更の内容 事業施行期間
変更前 平成十九年七月二十七日から令和五年三月三十一日まで
変更後 平成十九年七月二十七日から令和六年三月三十一日まで
- 五 変更認可の年月日

令和五年三月七日

公安委員会告示

千葉県公安委員会告示第3号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項第1号の規定による警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

令和5年3月7日

千葉県公安委員長 羽田 明

- 1 講習に係る警備業務の区分 法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「2号警備業務」という。)に係る講習
- 2 講習の期日及び時間 令和5年5月11日(木曜日)から18日(木曜日)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで
- 3 講習の場所 千葉市中央区新田町4番22号 サンライント7階
- 4 受講対象者 (1) 最近5年間に2号警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者 (2) 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「規則」という。)第4条に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」という。)の交付を受けている者 (3) 規則第4条に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの (4) 規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧規則」という。)第1条第2項に規定する1級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る旧規則第8条の合格証(以下「合格証」という。)の交付を受けている者 (5) 旧規則第1条第2項に規定する2級の検定(2号警備業務に係るものに限る。)に係る合格証の交付を受けている警備員であって、当該合格証の交付を受けた後、継続して1年以上2号警備業務に従事しているもの
- 5 受講定員 40人
- 6 講習業務の委託 講習業務は、一般社団法人千葉県警備業協会に委託して実施する。

<p>7 受講申込手続等 (1) 受講申込手続 ア 申込方法 受講を希望する者(以下「受講希望者」という。)は、千葉県内の各警察署に備付けの受講申込票に必要事項を記入し、最寄りの警察署(千葉県以外に住所を有する者にあつては、千葉県内の最寄りの警察署)に提出すること。 なお、郵便又は信書便により送付する方法による申込み及び本人以外の者が行う申込みは、受け付けない。 イ 受講申込票受付期間等 令和5年3月27日(月曜日)から31日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで (2) 受講者決定通知 受講申込票の受付期間終了後、千葉県公安委員会が受講者を決定し、受講申込票を受理した警察署を経由して受講希望者に対し受講者決定通知を行う。 なお、受講希望者が受講定員を超過した場合は、抽選により受講者を決定する。 (3) 受講手続等 ア 受講手続 受講者として決定された者は、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則(昭和58年国家公安委員会規則第2号)別記様式第1号の受講申込書に必要事項を記入し、添付書類とともに受講申込票を提出した警察署へ提出すること。 イ 受講申込書受付期間等 令和5年4月17日(月曜日)から21日(金曜日)までの午前9時から午後4時まで ウ 添付書類 (ア) 4(1)に該当する者 2号警備業務に従事していたことを証明する警備業者の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」という。)及び履歴書 (イ) 4(2)に該当する者 合格証明書の写し (ウ) 4(3)に該当する者 合格証明書の写し及び警備業務従事証明書 (エ) 4(4)に該当する者 合格証の写し (オ) 4(5)に該当する者 合格証の写し及び警備業務従事証明書</p>	<p>(4) 受講手数料等 ア 受講手数料 38,000円 イ 納入方法 千葉県収入証紙により、受講申込書提出時に納入すること。 なお、既納の受講手数料は、還付しない。 8 講習に関する問合せ先 千葉県警察本部生活安全部風俗保安課警備係 電話043(201)0110</p> <p style="text-align: center;">公 告</p> <p>大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。 その届出は、令和五年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。 令和五年三月七日</p> <p style="text-align: right;">千葉県知事 熊谷 俊人</p> <p>一 届出の概要</p> <p>1 大規模小売店舗の名称及び所在地 フードプラザハヤシ銚子店 銚子市明神町二丁目二六八</p> <p>2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平 茂原市茂原一、二九八番地</p> <p>3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史</p> <p>4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平</p> <p>5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史</p> <p>6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平</p> <p>7 変更年月日 令和元年十二月二十六日</p>
--	--

二 届出年月日
令和四年十一月十一日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び銚子市観光商工課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
茂原セントラルモール
茂原市小林字問屋町一、六〇六番地一〇
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平
茂原市茂原一、二九八番地
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平
 - 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史ほか
茂原市茂原一、二九八番地ほか
 - 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平ほか
茂原市茂原一、二九八番地ほか
 - 7 変更年月日
令和元年十二月二十六日
- (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
令和元年十二月二十六日
- (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
令和四年六月二十九日ほか

二 届出年月日
令和四年十一月十一日

三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
その届出は、令和五年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。
なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

- 一 届出の概要
- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
フードプラザハヤシ六ツ野店
茂原市六ツ野字並松四、〇八一番一
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平
茂原市茂原一、二九八番地
 - 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史
 - 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平
 - 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史
 - 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平
 - 7 変更年月日
令和元年十二月二十六日
- 二 届出年月日
令和四年十一月十一日
- 三 縦覧場所
千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和五年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 茂原マーケットプレイス
 茂原市茂原字堰下一、一八九番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 有限会社茂原マーケットプレイス 代表取締役 林大輔ほか
 茂原市茂原一一番地一ほか
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 有限会社茂原マーケットプレイス 代表取締役 宮内慎二ほか
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 有限会社茂原マーケットプレイス 代表取締役 林大輔ほか
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ヨシヤ 代表取締役 吉屋政道ほか
 東金市東金一、二一〇番地ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ヨシヤ 代表取締役 吉屋知彦ほか
 東金市東岩崎一三番地三ほか
- 7 変更年月日
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 令和元年十二月二十六日
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 令和四年五月二十六日ほか

- 二 届出年月日
 令和四年十一月十一日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び茂原市経済環境部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出
 大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。
 その届出は、令和五年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。
 なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。
 令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊人

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
 フードプラザハヤシ成東店
 山武市成東字北上宿下四八二番一ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平
 茂原市茂原一、二九八番地
- 3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史
- 4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平
- 5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史ほか
 茂原市茂原一、二九八番地ほか
- 6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平ほか
 茂原市茂原一、二九八番地ほか
- 7 変更年月日
 (一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等
 令和元年十二月二十六日
 (二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等
 令和元年十二月二十六日及び令和四年四月一日

- 二 届出年月日
 令和四年十一月十一日
- 三 縦覧場所
 千葉県商工労働部経営支援課及び山武市産業振興部商工観光課

大規模小売店舗立地法に基づく大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗の変更について次のとおり届出があった。

その届出は、令和五年三月七日から七月七日まで縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者とその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和五年三月七日から七月七日まで、千葉県商工労働部経営支援課に意見書を提出することができる。

令和五年三月七日

千葉県知事 熊谷 俊 人

一 届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

フードプラザハヤシ片貝店

山武郡九十九里町片貝字西五、一一六番地

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平

茂原市茂原一、二九八番地

3 変更前の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史

4 変更後の大規模小売店舗を設置する者の氏名等

株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平

5 変更前の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ハヤシ 代表取締役 林博史ほか

茂原市茂原一、二九八番地ほか

6 変更後の大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

株式会社ハヤシ 代表取締役 林洋平

茂原市茂原一、二九八番地

7 変更年月日

(一) 大規模小売店舗を設置する者の氏名等

令和元年十二月二十六日

(二) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名等

平成二十年一月三十日及び令和元年十二月二十六日

届出年月日

令和四年十一月十一日

縦覧場所

千葉県商工労働部経営支援課及び山武郡九十九里町産業振興課

人事委員会公告

令和五年度千葉県警察官採用試験（県内第一回）の実施

職員採用試験に関する規則（昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号）第六条の規定により、令和五年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和五年三月七日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

一 試験職種、採用予定時期及び採用予定人員

試験職種	採用予定時期	採用予定人員
警察官A（男性）	令和五年十月以降又は令和六年四月以降	一六五名程度
警察官A（女性）	令和五年十月以降又は令和六年四月以降	四〇名程度
警察官B（男性）	令和五年十月以降又は令和六年四月以降	三〇名程度
警察官B（女性）	令和五年十月以降又は令和六年四月以降	五名程度

二 職務の内容

警察法（昭和二十九年法律第六十二号）第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務

三 給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

試験職種	適用給料表	職務の級	号給
警察官A（男性）及び警察官A（女性）	公安職給料表	一級	二九号給
警察官B（男性）及び警察官B（女性）	〃	〃	一三号給

備考 警察官A（男性）及び警察官A（女性）については大学卒業、警察官B（男性）及び警察官B（女性）については高等学校卒業の場合を示してある。

四 受験資格

試験職種	採用予定時期	学歴	年齢・性別
警察官A（男性）	令和五年十月以降	一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に規定する大学を卒業した者又は令和五年九月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	平成二年四月二日以後に生まれた男性

警察官A (女性)	令和五年十月以降	一 学校教育法に規定する大学を令和六年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	平成二年四月二日以後に生まれた女性
警察官B (男性)	令和五年十月以降又は令和六年四月以降	一 学校教育法に規定する大学を令和六年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	平成五年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた男性
警察官A (女性)	令和五年十月以降又は令和六年四月以降	警察官A(女性)の学歴に該当しない者	平成五年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた女性
警察官B (女性)	令和五年十月以降又は令和六年四月以降	警察官A(女性)の学歴に該当しない者	平成五年四月二日から平成十七年四月一日までに生まれた女性

五 試験の方法
試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験合格者でなければ受験することができない。

期 日	1 第一次試験	試験の方法	内 容
		試験の内容	警察官として必要な一般的な知識及び技能につき、警察官A(男性)及び警察官A(女性)については大学卒業の程度で、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。
期 日	1 第一次試験	論文(作文)試験	警察官A(男性)及び警察官A(女性)については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験(論文試験)を、警察官B(男性)及び警察官B(女性)については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験(作文試験)を行う。
		資格技能審査	語学(英語・中国語・韓国語)、情報処理、財務及び柔剣道について、一定以上の資格又は技能の有無の審査を行う。 なお、一定以上の資格又は技能を有する受験者に対しては、加点を行う。
期 日	2 第二次試験	体格・体力検査	警察官A(男性)及び警察官B(男性)については、職務遂行上必要な体力について、腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。
		試験の方法	内 容 人柄、性向等について個別面接による試験を行う。 素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。
期 日	3 受験資格等の調査	体格・体力検査	職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。
		身体検査	健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。
期 日	1 第一次試験	試験の期日及び場所	受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。
		試験の期日及び場所	受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

令和五年五月十四日(日曜日)

千葉県内の千葉県警察本部が指定する施設

2 第二次試験

令和五年六月上旬から中旬までに行う。
 なお、第二次試験の期日及び場所等の詳細については、第一次試験合格者に書面により通知する。

七 合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、令和五年五月二十五日(木曜日)(予定)に千葉県ホームページ並びに千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。
 なお、合格者には書面により通知する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、令和五年八月上旬に千葉県のホームページ並びに千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。
 なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

八 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。

なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者(以下「名簿登載者」という。)のうちから、千葉県警察本部長が名簿登載者の意向を確認した上、その採用の時期とともに決定する。

九 受験手続

1 受験申込用紙の請求先及び受験申込書の提出先

千葉県警察本部警務部警務課(千葉市中央区長洲一丁目九番一号)並びに千葉県内の各警察署、交番及び駐在所

2 受付期間

令和五年三月七日(火曜日)から四月十二日(水曜日)までとする。ただし、郵送の場合は同日までの消印のあるもの、インターネットによる申込みの場合は同日午後五時までに受信したものに限り受け付ける。

十 その他

1 試験の詳細については、別に受験案内が作成されるので参照すること。なお、新型コロナウイルス感染症の発生状況等により、予定どおり試験を実施することが困難と

認められるときは、試験期日、試験場及び試験方法などを変更する場合がある。この場合には、千葉県のホームページ等において公表する。
 2 受験申込用紙の請求、受験の問合せ等を郵便によって行う場合には、宛先明記の返信用封筒を必ず同封すること。

別表

検査項目	基	準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。	
色覚	職務遂行上支障がないこと。	
関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	
腕立て伏せ		
反復横跳び		
立ち幅跳び		
握力		

備考

一 警察官A(男性)及び警察官B(男性)については、第二次試験において腕立て伏せ、反復横跳び、立ち幅跳び及び握力の検査は実施しない。

二 警察官A(女性)及び警察官B(女性)については、体格・体力検査の全検査項目を第二次試験において実施する。

令和五年度千葉県警察官採用試験(県外共同募集)の実施
 職員の採用試験に関する規則(昭和五十年千葉県人事委員会規則第五号)第六条の規定により、令和五年度千葉県警察官採用試験を次のとおり実施する。
 令和五年三月七日

千葉県人事委員会委員長 諸岡 靖彦

一 試験の実施形態

この試験は、北海道、秋田県、山形県、広島県、福岡県及び沖縄県(以下それぞれの道県を「地元県」という。)において地元県の人事委員会(地元県の人事委員会から委任を受けた機関を含む。以下同じ。)が実施する試験と共同して行う。

二 試験職種及び採用予定人員

試験職種	採用予定人員
警察官A(男性)	三二名程度
警察官B(男性)	

三 職務の内容

四 警察法(昭和二十九年法律第六十二号)第二条第一項に規定する任務に従事する警察官としての職務
給与

この試験に合格し、大学又は高等学校を卒業した後直ちに採用された者には、職員の給与に関する条例(昭和二十七年千葉県条例第五十号)等の規定により、原則として次の給料及び諸手当が支給される予定である。また、勤務に必要な被服が貸与される。

試験職種	適用給料表	職務の級	号給
警察官A(男性)	公安職給料表	一級	二九号給
警察官B(男性)	〃	〃	一三号給

備考 警察官A(男性)については大学卒業、警察官B(男性)については高等学校卒業の場合を示してある。

五 受験資格

試験職種	学歴	年齢・性別
警察官A(男性)	一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に規定する大学を卒業した者又は令和六年三月末日までに卒業見込みの者 二 千葉県人事委員会が一に該当する者と同等の資格があると認める者	年齢は、上限を平成二四年二月二日生まれとする範囲内で、地元県の要件を適用する。 性別は、男性とする。
警察官B(男性)	該当しない者	年齢は、上限を平成五年四月二日生まれ、下限を平成十年四月一日生まれとする範囲内で、地元県の要件を適用する。 性別は、男性とする。

六 試験の方法

試験は第一次試験及び第二次試験に分けて実施するものとし、それぞれの試験の方法は次のとおりとする。ただし、第二次試験は、第一次試験の合格者でなければ受験することができない。

1 第一次試験

試験の方法	内容
試験の方法	警察官として必要な一般的な知識及び知能につき、警察官A(男性)については大学卒業の程度で、警察官B(男性)については高等学校卒業の程度で、それぞれ択一式による筆記試験を行う。
論文(作文)試験	警察官A(男性)については、課題についての判断力、専門的知識、文章による表現力、文章構成力その他の能力について記述式による筆記試験(論文試験)を、警察官B(男性)については、文章による表現力、課題に対する理解力その他の能力について記述式による筆記試験(作文試験)を行う。

備考 論文(作文)試験は、第二次試験として評価する。
なお、論文(作文)試験を実施しない地元県については、第二次試験で実施する。

2 第二次試験

試験の方法	内容
口述試験	人柄、性向等について個別面接による試験を行う。
適性検査	素質及び性格について質問紙法及び作業検査法による検査を行う。
体格・体力検査	職務遂行上必要な体格及び体力について、検査を行う。 なお、その基準は、別表のとおりとする。
身体検査	健康状態について医学的検査及びこれに付随するその他の検査を行う。

3 受験資格等の調査

受験資格の有無及び受験申込書記載事項の真否等について調査を行う。

七 試験の期日及び場所

1 第一次試験

令和五年度に地元県の人事委員会が実施する警察官採用試験と同一の期日及び場所で行う。

2 第二次試験

第一次試験日以降、原則として地元県内で行う。
なお、詳細は、第一次試験合格者に書面により通知する。

八 合格者の決定及び発表

1 第一次試験合格者

第一次試験の結果に基づき試験職種ごとに合格者を決定し、千葉県ホームページにその受験番号を発表する。

2 最終合格者

第二次試験の結果に基づき試験職種ごとに最終合格者を決定し、千葉県のホームページ並びに千葉県庁及び千葉県警察本部の掲示板にその受験番号を発表する。なお、可否の結果について書面により本人に通知する。

九 採用候補者名簿の作成及び採用方法

1 最終合格者は、試験職種ごとに作成する採用候補者名簿に高点順に登載する。なお、採用候補者名簿は、当該採用候補者名簿が確定した後一年以上を経過した場合には失効させる。

2 採用者は、千葉県警察本部長に提示する採用候補者名簿に登載された者のうちから決定される。

なお、採用は、令和六年四月一日以降の予定である。

十 受験手続

1 受験申込用紙の交付及び受験申込みの受付は、地元県の人事委員会の指定する機関で行う。

2 受付期間は、地元県の人事委員会が実施する警察官採用試験の受付期間と同一とする。

十一 その他

試験の詳細については、別に地元県の人事委員会において受験案内が作成されるので参照すること。

別表	検査項目	基 準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上であること又は両眼とも矯正視力が一・〇以上であること。	
色覚	職務遂行上支障がないこと。	
関節及び五指の運動	職務遂行上必要な筋力、敏しよ性、瞬発力等があること。	
腕立て伏せ		
反復横跳び		
立ち幅跳び		
握力		

特 定 調 達 公 告

この特定調達公告に掲載される入札公告等は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けざるものとする。

落札者等の公告

次のとおり落札者等について公告する。

令和5年3月7日

千葉県企業局長 山口 新一

【掲載順序】

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 ③落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ④落札者又は随意契約の相手方の氏名及び住所 ⑤落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑥契約の相手方を決定した手続
- ⑦入札公告日 ⑧随意契約による場合はその理由 ⑨その他必要な事項

その1

- ①佐倉浄水場発生土処分業務委託 予定数量 2,800トン ②千葉県企業局管理部 経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年1月13日 ④太平洋セメント株式会社 東京都文京区小石川一丁目1番1号 ⑤1トン当たり13,200円
- ⑥一般競争入札 ⑦令和4年11月25日

その2

- ①人見浄水場発生土処分業務委託 予定数量 2,740トン ②千葉県企業局管理部 経理課 千葉県花見川区幕張町五丁目417番地24 ③令和5年1月13日 ④丸源起業株式会社 山武郡横芝光町曾根合77番地 ⑤1トン当たり16,500円 ⑥一般競争入札 ⑦令和4年11月25日

そ の 他

千葉県道路公社公告第一号 東金九十九里有料道路ほか二路線の料金の額(割引率)を令和五年三月二十七日から次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定により公告する。

令和五年三月七日

千葉県道路公社理事長 神作 秀雄

料金の額(割引率)

障害者割引については、次のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭

和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限り)若しくは当該事務所を設置していない町村又は千葉県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、千葉県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、千葉県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき千葉県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、千葉県道路公社が別に定めるもの

なお、前記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行うおうとする場合は、千葉県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード(千葉県道路公社との契約に基づきETCカード(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年建設省令第三十八号)第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第三条第一号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。)又はETCパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。)と車載器(利用規程第三条第一号に規定する車載器をいう。)をともに使用する場合に限る。

また、前記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、千葉県道路公社が別に定めるものについては、千葉県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車がETCシステムを利用して無線通行により料金を通行し通行料金の支払を行うおうとする場合は、千葉県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率
割引率は五十パーセント以下とする。

変更対象有料道路 東金九十九里有料道路、銚子新大橋有料道路及び銚子連絡道路

茨城県道路公社公告

第二栄橋有料道路の料金の額(割引率)を令和五年三月二十七日から次のとおり変更するので、道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)第二十五条第一項の規定により公告する。

令和五年三月七日

茨城県道路公社理事長 鯉 淵 宏 一

料金の額(割引率)

障害者割引については、次のとおりとする。

イ 割引を適用する自動車

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条第四項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱(昭和四十八年九月二十七日厚生省発児第百五十六号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙)の定めるところにより交付されている療育手帳(以下「手帳」という。)に、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十四条に基づく福祉に関する事務所(市町村及び特別区が設置したものに限り)若しくは当該事務所を設置していない町村又は茨城県道路公社及び他の有料道路事業者が共同で設ける申込窓口において、次の(イ)又は(ロ)の要件を満たすものとして、茨城県道路公社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車

(イ) 手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車(営業用の自動車を除く。)で、茨城県道路公社が別に定めるもの

(ロ) 手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について(昭和四十八年九月二十七日児発第七百二十五号厚生省児童家庭局長通知)」の第三に定める障害の程度に基づき茨城県道路公社が別に定める者(以下「重度障害者」という。)が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する(これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあつては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する)自動車(営業用の自動車を除く。)で、茨城県道路公社が別に定めるもの

なお、前記自動車がETCシステムを利用して無線通信により通行料金の支払を行うおうとする場合は、茨城県道路公社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、ETCクレジットカード(茨城県道路公社との契約に基づきETCカード(有料道路自動料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成十一年

年建設省令第三十八号)第二条第二項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社(以下「六会社」という。)が公告したETCシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第三条第一号に規定するETCカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたETCカードをいう。)又はETCパーソナルカード(六会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するETCカードをいう。)と車載器(利用規程第三条第一号に規定する車載器をいう。)をともに使用する場合に限る。

また、前記(イ)又は(ロ)の要件を満たす自動車以外の自動車であっても、茨城県道路公社が別に定めるものについては、茨城県道路公社が別に定めるところにより本割引を適用するものとする。ただし、当該自動車ETCシステムを利用して無線通行により料金所を通行し通行料金の支払を行おうとする場合は、茨城県道路公社が別に定める方法により通行する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は五十パーセント以下とする。

正 誤

昭和四十一年七月一日付け県報号外第四三号中	(総務ワークステーション)
ページ 三	正
段 上	
行 後ろから	
一〇	第二百六十一号

平成十七年四月一日付け県報号外第三二号中	(総務ワークステーション)
ページ 三	正
段 上	
行 後ろから	
九	千葉県職員服務規程
下 前から七	千葉県職員服務規程

平成十九年三月三十日付け県報号外第二三三号中	(学事課)
ページ 一三	正
段 上	
行 後ろから	
三	私立幼稚園特殊教育振興事業補助金概算交付請求書

購読料 本号 一部 四二円

発行者 千葉市中央区市場町一番一号

購読申込先 千葉県 〇四三(二三三)二六五八